

北上市在宅医療介護連携推進協議会設置運営要領

(設置)

第1 北市の地域包括ケアシステムの構築に向けて、在宅高齢者に対する医療や介護サービスが効果的に提供できる体制を整備するため、北上市在宅医療介護連携推進協議会（以下「協議会」という。）を置く。

(所掌事項)

第2 協議会の所掌事項は、次のとおりとする。

- (1) 介護保険法第115条の45第2項第4号に基づく事業に関すること
- (2) 医療と介護の連携拠点の運営に関すること
- (3) その他医療と介護の連携推進に関すること

(組織)

第3 協議会は、次に掲げる関係機関・団体等（以下「関係者」という。）をもって構成し、別表のとおりとする。

- (1) 医療機関及び医療関係の職能団体等
- (2) 介護施設及び介護関係の職能団体等
- (3) 地域包括支援センター
- (4) 北上市在宅医療介護連携支援センター
- (5) その他医療と介護の連携に必要と認められる機関・団体等

2 協議会は必要に応じて部会を設置することができる。

(会議)

第4 協議会は、福祉部長が招集する。

2 協議会の議長は、福祉部長（以下「部長」という。）とする。

3 部長に事故があるとき又は部長が欠けたときは、福祉部長寿介護課長がその職務を代理する。

4 協議会の出席者は、第3第1項に規定する関係機関、団体等の代表者又は医療と介護の連携推進に関する担当者等とする。

(庶務)

第5 協議会の庶務は、福祉部長寿介護課において処理する。

附 則

この要領は、平成27年1月26日から施行する。

この要領は、平成27年6月4日から施行する。

この要領は、平成28年5月2日から施行する。

この要領は、平成29年5月1日から施行する。

この要領は、平成30年5月7日から施行する。

この要領は、令和2年2月26日から施行する。

この要領は、令和3年4月1日から施行する。

この要領は、令和6年4月1日から施行する。

(別表)

北上市在宅医療介護連携推進協議会関係機関・団体等

関係機関・団体等	備考
岩手県南広域振興局保健福祉環境部長寿社会課	団体の長又は医療介護連携担当者
岩手県中部保健所	〃
北上地区消防組合消防本部	〃
北上医師会	〃
北上歯科医師会	〃
北上薬剤師会	〃
岩手県立中部病院	〃
北上済生会病院	〃
花北病院	〃
北上療法士会	〃
北上市老人福祉施設連絡会	〃
北上地区ケアマネジャー連絡協議会	〃
北上自立支援協議会	〃
岩手県看護協会北上支部	支部長
北上市内訪問看護ステーション	代表者
地域包括支援センター	在宅医療・介護連携推進事業担当
北上市在宅医療介護連携支援センター	センター長・センターの職員・運営推進委員
北上市健康こども部健康づくり課	課等の長及び医療介護連携担当者
北上市福祉部障がい福祉課	〃
北上市福祉部長寿介護課	〃